

## 消費・安全対策交付金

もうかるブランド推進課

## 消費・安全対策交付金について

もうかるブランド推進課

### 1 消費・安全対策交付金とは

食の安全及び消費者の信頼を確保するという考え方に立ち、国内の農林水産業及び食品関連産業等の健全な発展につながる取組を支援する制度である。

本県では、県内農産物の安全性の向上及び伝染性疫病・病虫害の発生予防・まん延防止を目的に以下の4事業を実施している。

### 2 事業の概要及び事業費

#### (1) 農薬の適正使用等の総合的な推進 (1, 478千円 交付率1/2以内)

- ア 農薬の安全使用の推進：農薬使用者を対象に講習会や啓発活動を行い、適正かつ安全な農薬の使用の指導及び普及を行う指導者（農薬適正使用アドバイザー等）の育成を行う。
- イ 農薬の適切な管理及び販売の推進：農薬の適正な管理及び販売の推進等を図るため、農業者、農薬販売者等を対象に、研修指導を実施する。
- ウ 農薬残留確認調査等の実施：県独自の方法で栽培されている農産物について、農薬残留量を確認し、国が定めた農薬登録基準に適合しているかを確認する。また、農薬登録の少ない作物に対し、農薬登録拡大試験を実施する。

#### (2) 病虫害の防除の推進 (758千円 交付率1/2以内)

- ア 先進技術を活用した総合的病虫害・雑草管理（IPM）技術体系の確立：農薬等による防除が困難となっている病虫害を対象としたIPM実践指標の策定及びその実践効果の把握のための調査を行う。
- イ 病虫害防除農薬環境リスク低減技術確立：農薬散布に伴う環境リスクを低減するため、天敵、フェロモン等を利用した防除技術及び農薬使用散布量の低減化技術を確立する。
- ウ 基幹的マイナー作物病虫害・雑草防除技術体系の緊急確立：生産量が少ないマイナー作物について、病虫害・雑草の発生及び被害状況の調査、病虫害・雑草の効果的な防除技術の確立等を行い、多様な防除技術を組み合わせた総合的病虫害防除体系を確立する。

#### (3) 重要病虫害の特別防除等の実施

(一般型144千円 交付率10/10, 特別型47千円 交付率10/10, 1/2以内)

国内にまん延すると農作物等に重大な損害を与える恐れがある病虫害であるとして、農林水産省では「重要病虫害」を指定しており、本県に侵入した場合、当該病虫害を早期に発見するため、果樹・野菜栽培地帯等において侵入警戒調査等を行う。

また、発生が確認された地域において、農作物被害の発生及び拡大を防止し、周辺地域の農業生産の振興に甚大な被害を及ぼすことがないよう農薬散布、早期刈り取り等の防除対策を実施する。

#### (4) 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証

(550千円 交付率10/10, 1/2以内)

県内のコメ中ヒ素の含有実態を把握するため、県内の主要な水稻栽培地域において、玄米、精米及び水田土壌のヒ素濃度の調査分析を行う。

## 1 農薬の適正使用等の総合的な推進

(1, 478千円 交付率1/2以内)

### (1) 農薬の安全使用の推進

#### ア 講習会・研修会実施状況

- ・ 農薬適正使用研修会 1回 参加人数 43人
- ・ 農薬安全使用講習会 130回 参加人数 計1,981人

#### イ 農薬適正使用アドバイザー認定状況

アドバイザー認定研修会 3回 参加人数 150人 総認定者 714人

#### ウ 農薬使用状況調査・指導

残留農薬自主検査数 375件 違反数 0件  
農薬使用者への立入検査数 0件 違反数 0件

#### エ ポスター等啓発資料作成 16,380部

(農薬危害防止運動ポスター, 農薬適正使用チラシ等)

#### オ 成果

上記アイウを実施した結果, 農薬使用者等に対し, 農薬適正使用を推進し, 意識向上を図ったことにより, 安全・安心な農産物の供給が図られた。

### (2) 農薬の適切な管理及び販売の推進

#### ア 農薬管理指導士認定研修会 1回 参加人数 76人 総認定者 254人

#### イ 農薬販売者に対する立入検査状況

- ・ 農薬販売届出店舗 539件
- ・ 農薬販売者への立入検査 143件
- ・ 違反数 17件

内訳: 廃止届未提出(農薬取締法第17条): 5件

変更届未提出(農薬取締法第17条): 7件

帳簿の記録, 保存の不備(農薬取締法第20条): 5件

- ・ その他違反数 6件

内訳: 農薬登録を受けていない除草剤の販売に係る表示の未表示: 6件

- ・ 改善状況: 販売者の責任者に対し, 違反事項を説諭した結果, 改善の意思を示すとともに, 届出に関する事項については, 必要な届出が提出された。また記録の不備等については, 県内販売店へ通知するとともに, 次回立入検査時に改善されているか確認を行う。

#### ウ 成果

上記アを実施した結果, 農薬販売者等への農薬適正使用及び関係法令の遵守について推進し, 意識向上を図ったことにより, 農薬の適正使用, 適正販売, 保管管理が図られた。

上記イを実施した結果, 農薬販売者における農薬取締法等関係法令の遵守状況を確認することができた。また, 再度の周知により, 農薬の適切な管理, 販売が図られた。

### (3) 農薬残留確認調査状況

#### ア 登録基準への適合状況の確認調査

ハウスダチ 調査薬剤 3剤, リーフレタス 調査薬剤 2剤

イ 農薬登録推進のための試験

びわの安全性確認調査（適用拡大試験）調査薬剤 1 剤

びわ（果皮含）の安全性確認調査（適用拡大試験）調査薬剤 1 剤

かんしょの安全性確認調査（適用拡大試験）調査薬剤 1 剤

ウ 成果

ハウスダチとリーフレタスについては、2 剤の農薬で、本県特有の特殊な環境条件下（厳寒期におけるハウス被覆栽培など）では、残留量が最大となる使用方法で残留基準値を超過する可能性が示唆された。このため、ハウスダチでは特殊な環境条件下では、県の自主基準を設定し、生産者等に対して指導を行った。リーフレタスについては、今後基準設定会議を開催し、生産者等へ指導する予定である。

びわ及びかんしょについては、登録適用拡大試験として作物残留試験を実施した結果、登録適用拡大の可能性が示唆され、試験結果を農薬メーカーへ提供し、登録拡大の推進を図った。

(4) 目標値及び実績値

消費・安全対策交付金実施実施要領に基づき、目標値は農薬の不適切な販売及び使用の発生割合が現状から約2割減少することとした。

$$\text{農薬の不適切な販売及び使用の発生} = (A + B) \div 2$$

A = 不適切な販売者数 / 調査実施販売者数 B = 不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数

ア 現状値：平成28～30年度平均

販売違反者数22 / 調査実施販売者数 155 = 14.2%

使用違反者数 0 / 調査等実施使用者数443 = 0%

$$(14.2\% + 0\%) \div 2 = 7.1\% \text{ (現状値)}$$

イ 目標値：令和2年度

販売違反者数11 / 調査実施販売者予定数100 = 11.0%

使用違反者数 0 / 調査等実施使用者予定数400 = 0%

$$(11.0\% + 0\%) \div 2 = 5.5\% \text{ (目標値)}$$

ウ 実績値：農薬の不適切な販売及び使用の発生割合

販売者違反者数 17 / 調査実施販売者数143 = 11.9%

使用違反者数0 / 調査等実施使用者数375 = 0%

$$(11.9\% + 0\%) \div 2 = 6.0\% \text{ (実績)}$$

エ 達成度  $(1 - \text{実績値}6.0\%) \div (1 - \text{目標値}5.5\%) \times 100 = 99.5\% \text{ (達成度)}$  評価 A

(5) 年次別実績推移

項目	H28	H29	H30	R1	R2
農薬の不適切な販売の発生割合 (販売違反者数 / 調査実績販売者数)	9.0% (15/167)	16.2% (24/148)	17.3% (26/150)	19.7% (35/178)	11.9% (17/143)
農薬の不適切な使用の発生割合 (使用違反者数 / 調査等実施使用者数)	0% (0/417)	0% (0/417)	0% (0/495)	0% (0/355)	0% (0/375)
実績値	4.5%	8.1%	8.7%	9.9%	6.0%

## 2 病害虫の防除の推進

(758千円 交付率1/2以内)

### (1) 事業の実施方法

地域における薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況を把握し、適時適切な防除指導を行うため、薬剤感受性検定方法やモニタリング手法等の確立を行う。

また、化学農薬のみによる防除が困難な病害虫・雑草による被害を軽減するため、総合的病害虫・雑草管理（IPM）を用いた技術体系の確立及び検証等に取り組む。

### (2) 事業の内容及び成果

#### ア 薬剤抵抗性病害虫・雑草の発生状況調査等の手法の確立

##### (ア) 現場で使用できる簡便・迅速な薬剤感受性検定方法の確立

対象農作物：促成キュウリ 対象病害虫：ミナミキイロアザミウマ

実施内容：セロハンテープを用いた簡易な検定方法を検証した。

成果：即効性の薬剤の検定に有効であった。

##### (イ) モニタリング手法や判断基準の確立

対象農作物：促成キュウリ 対象病害虫：褐斑病菌

実施内容：褐斑病菌の薬剤感受性検定を実施した。

成果：県内の広域で殺菌剤2剤の耐性菌を確認した。

#### イ 農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法の確立

##### (ア) 天敵・フェロモン等を利用した防除技術体系の確立

a 対象農作物：促成イチゴ 対象病害虫：ナミハダニ

実施内容：本虫の天敵であるミヤコカブリダニを定着させるため、バンカープランツのソルゴーを定植し、防除効果の向上を評価した。

成果：現在調査継続中。

b 対象農作物：ナシ 対象病害虫：コナカイガラムシ類

実施内容：フェロモントラップを用いて被害量等を調査した。

成果：本虫の発生数と被害が一致したことから、フェロモントラップは発生予察に活用可能であった。

##### (イ) 薬効を温存するためのローテーション散布の検証と改良

対象農作物：ネギ 対象病害虫：シロイチモジヨトウ

実施内容：効果的な防除体系を確立する。

成果：新たに作成した薬剤ローテーションの方が防除効果が高かった。

##### (ウ) 基幹的マイナー作物病害虫・雑草管理による防除体系の緊急確立

対象農作物：ザーサイ 対象病害虫：ハスモンヨトウ

実施内容：本害虫に対する有効薬剤を検索した。

成果：本害虫の発生が少なかったため、引き続き試験を行う。

(3) 目標値及び実績値

消費・安全対策交付金実施要領に基づき、以下の2項目により設定した。

ア 難防除病害虫・雑草の防除体系等における作業の現場からの向上率

目標値は新たに実践または見直しする項目を3%向上させることとし、以下の計算式のとおり算出した。

$$\text{防除体系等における作業の現状からの向上率} = X + 100$$

X = 徳島県が採用しているIPM実践指標において、新たに実践または見直ししようとする作業項目数の全作業項目数に対する割合 (%)

IPM実践指標とは  
「病害虫・雑草が発生しにくい環境の整備」「防除要否やタイミングの判断」「防除方法」について、農作物毎に作業内容をまとめている指標。各作業内容はポイント制となっており、生産者は本指標に基づきIPMを実践している。

促成きゅうり：1.0ポイント/32ポイント=3.1%

ねぎ：1.0ポイント/23ポイント=4.3% 平均3.7%

防除体系等における作業の現状からの向上率は、 $3.7 + 100 \div 103$ である。

イ 農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数

本事業でIPMを用いた技術体系の確立に取り組んだ4品目を対象とし、講習会（農薬適正使用アドバイザー認定研修等）で新たに確立した技術等を周知した回数で評価した。

促成きゅうり：5回、いちご：5回、なし：5回、ザーサイ：3回 計18回

(4) 目標値に対する実績及び達成度

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
防除体系等における作業の現場からの向上率	100	103	103	100%	A
農薬に頼ることができない病害虫・雑草の発生状況に応じた管理手法等の普及取組数	—	18	18	100%	A

3 重要病害虫の特別防除等の実施

(一般型144千円 交付率10/10, 特別型48千円 交付率10/10, 1/2以内)

(1) 一般型

ア 目的

国内にまん延すると農作物等に重大な損害を与える恐れがある病害虫であるとして、農林水産省では「重要病害虫」を指定しており、本県に侵入した場合、当該病害虫を早期に発見するため、果樹・野菜栽培地帯等において侵入警戒調査等を行う。

イ 調査対象病害虫及び調査件数 (目標及び実績)

チチュウカイミバエ	8ヶ月(4~11月) ×	4カ所 =	32回
ウリミバエ・ミカンコミバエ	8ヶ月(4~11月) ×	4カ所 =	32回
アリモドキゾウムシ	5ヶ月(6~10月) ×	5カ所 =	25回
	1ヶ月(7月) ×	110カ所 =	110回
イモゾウムシ	1ヶ月(9月) ×	5カ所 =	5回

コドリンガ	6ヶ月（4～9月）×	2カ所＝	12回
アフリカマイマイ	2ヶ月（6, 9月）×	2カ所＝	4回
火傷病	3ヵ月（7～9月）×	3カ所＝	9回
カンキツグリーンング病	3ヵ月（7～9月）×	3カ所＝	9回
ウメ輪紋ウイルス	1ヵ月（7月）×	2カ所＝	2回
		合計	240回

ウ 成果 調査の結果、対象病害虫の侵入は確認されなかった。

エ 目標値に対する実績及び達成度

項目	現状(R1)	目標値	実績	達成度	評価
対象病害虫の調査の総回数	240回	240回	240回	100%	A

オ 年次別実績推移

項目	H28	H29	H30	R1	R2
目標値（対象病害虫の調査の総回数）	204回	204回	204回	240回	240回
実績値（ " ）	204回	204回	204回	240回	240回
達成度	100%	100%	100%	100%	100%

## （2）特別型

ア 目的

令和元年7月に国内（鹿児島県）で初めて確認され、緊急的に侵入警戒等を実施する必要があることから、国が「越境性病害虫」として指定したツマジロクサヨトウについて、侵入警戒調査を行うとともに、発生が確認された場合は、農薬散布、早期刈り取り等の防除対策を実施し、まん延を防止する。

イ 調査目標

・トラップ調査	8ヶ月（4～11月）×	3カ所＝	24回
・圃場調査	2ヶ月（4～5月）×	2カ所＝	4回
	4ヶ月（6～9月）×	10カ所＝	40回
	2ヶ月（10～11月）×	5カ所＝	10回
		合計	78回

ウ 調査実績

・トラップ調査	3ヶ月（4, 10, 11月）×	3カ所＝	9回
	5ヶ月（5～9月）×	6カ所＝	30回
・圃場調査	2ヶ月（4～5月）×	4カ所＝	8回
	1ヶ月（6月）×	21カ所＝	21回
	3ヶ月（7～9月）×	20カ所＝	60回
	2ヶ月（9～10月）×	2カ所＝	4回
		合計	132回

エ 発生圃場における防除対策

対象害虫 ツマジロクサヨトウ 事業実施主体 徳島県酪農業協同組合  
 対象作物及び面積 飼料用トウモロコシ 1.3ha 農薬散布による防除を実施

オ 成果

上記アイの実施により、発生地域の迅速な把握とともに、早期防除を実施することができ、県内でのまん延を防止することができた。

カ 目標値に対する実績及び達成度

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
ツマジロクサヨトウのまん延防止	－	78回	132回	169%	A

4 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証

(675千円 交付率10/10, 1/2以内)

(1) 目的及び結果

食の安全安心を確保するため、県内の水田35地点について、ヒ素濃度の調査分析を行った結果、全て基準値以下であった。

(2) 分析対象及び点数

- ・水田土壌
  - ・同水田から得られた玄米及び精米
- } 各35点

(3) 目標値に対する実績及び達成度

項目	現状	目標値	実績	達成度	評価
有害化学物質及び有害微生物の汚染実態を把握するための調査地区数(調査点数も含む)	－	35 地点	35 地点	100%	A

(参考)

## IPM (総合的病虫害・雑草管理) について

1 IPM (Integrated Pest Management : 総合的病虫害・雑草管理) とは  
病虫害の発生予察情報等を活用し、化学農薬に過度に依存せず、耕種的、物理的、生物的など、様々な防除技術を適切に組み合わせ、病虫害や雑草を総合的に管理する技術。

2 IPMの具体的な考え方

具体的な手法としては、

- 「(1) 病虫害や雑草が発生しにくい環境を整える」とともに、
- 「(2) 病虫害や雑草の発生状況の把握を通じて、防除が必要かどうかを適切に判断 (経済的に不要な防除はしない)」し、
- 「(3) 化学農薬に過度に依存せず、生物的防除など様々な防除技術を適切に組み合わせる」ことにより、病虫害や雑草を総合的に管理する技術を言う。

このIPMの実践によって、

- ①人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にすることと、
- ②安全安心な農産物の低コストでの安定生産 の両立を図ることができる。

- |                              |
|------------------------------|
| (1) 病虫害・雑草の発生しにくい環境整備        |
| ・排水対策、作型変更 ・抵抗性品種の導入 など      |
| (2) 防除の要否とタイミングを適切に判断        |
| ・発生予察情報の活用 ・ほ場での観察 など        |
| (3) 多用な手法による防除               |
| ・生物的防除 (天敵など) ・物理的防除 (粘着版など) |
| ・科学的防除 (化学農薬) など             |

(病虫害防除農薬環境リスク低減技術確立)

天敵・フェロモン等を利用した防除技術体系の確立

促成ナスのミナミキイロアザミウマ及びコナジラミ類に対する生物的防除資材としてのリモニカスカブリダニ防除効果を生産現場で評価。



ミナミキイロアザミウマに食害されたナス



アザミウマ幼虫を捕食する  
リモニカスカブリダニ